意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

❶ 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

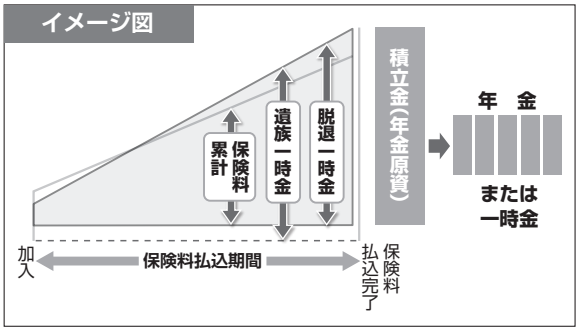

❷ 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、（追加）加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

❸ 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

❹ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金（もしくは年金）
保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金
ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

❺ 配当金

この保険は１年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

❻ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内２－１－１

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

❶ お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

❷ 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「（追加）加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

❸ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

次ページへ

2024年12月更新

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

❹ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

❺ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

❻ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)
明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 03−6259−0033

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・ＦＡＸは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

❼ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

❽ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

❾ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が１０名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

❿ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

2024年12月更新

生命共済　重要事項説明書

この重要事項説明書<制度(契約)概要・注意喚起情報>は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、こくみん共済 coop のご契約内容は、商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。)・細則によって定まります。
この重要事項説明書は、ご契約内容のすべてを記載したものではございません。ご不明な点がございましたら、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop までお問い合わせください。なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「加入者のしおり」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

制度(契約)概要

1 共済制度について

1.主(基本)契約……生命共済
※生命共済は、UAゼンセン自家共済とこくみん共済 coop 団体生命共済(事業規約・細則名「団体定期生命共済」)で共同運営している制度です。
2.死亡・重度障がいを保障する1年更新の共済制度です。

2 保障内容と掛金について

具体的な保障内容と掛金については、パンフレットの該当箇所をご確認ください。

3 加入資格

1.被共済者(以下、「加入者」といいます。)になることができる方。契約発効日(以下、「加入日」(保障開始日)といいます。)・更新日に、次のいずれかに該当する方
■標準型
(1)共済契約者(以下、「契約者」といい、UAゼンセン福祉共済互助会の会員。以下同じです。)
(2)契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)
※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとにこくみん共済 coop が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、こくみん共済 coop 所定の確認書のいずれか)をお願いしています。
(3)契約者と同一生計で次に該当する満23歳までの未婚の方
①契約者の子
②契約者の配偶者の子
※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。
■緩和型
(1)契約者
(2)契約者の配偶者
※家族(配偶者)の加入には契約者本人の加入が必要です。
2.加入者になることが出来ない方
(1)健康状態の質問事項の回答をUAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が確認し、加入が妥当でないと判断した方
(2)加入日(保障開始日)または更新日に次の職業・職務に従事している方
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
3.海外渡航者の取り扱いについて
契約者または加入者が海外渡航する場合は「海外渡航届兼委任状」の提出が必要ですので、共済事業局にご連絡ください。
(1)「海外渡航」の定義
「海外渡航」とは国外へ渡航し、その期間が3ヵ月以上にわたるものをいいます。(3ヵ月未満の場合、手続きは不要です。)
(2)加入者の取り扱い
新規加入者は下記①～⑤のすべてを、既加入者は③～⑤の条件を満たしている場合に加入ならびに継続を認めます。(既加入者においては帰国予定の有無・渡航先・渡航期間を問わず、現契約の継続を認めます。)なお、すでに海外にいる者の新規加入(増額を含む)はできません。
①渡航先が、加入者の海外渡航時において、社会的不穏地域(注)でないこと。
②渡航期間が3年以内であること。
③日本国内の金融機関の口座から掛金の払い込みが確実におこなえること。
④共済金の請求および支払いの取り扱いについて、次のとおりとすること。
Ⓐ共済金の請求手続きは、日本国内に居住するもの(契約者またはその代理人)がおこなえること。
Ⓑ重度障害共済金の請求については、日本国内で作成された証明書(診断書)のみの受付となります。
Ⓒ共済金の支払いは、日本国内の金融機関への円建ての支払いに限ります。
⑤事務の取り扱いについて、次のとおりとすること。
Ⓐ契約者が日本国外へ渡航する場合
「海外渡航届兼委任状」により、日本国内に居住する者を「代理人」として指定し、共済契約上の事務手続きいっさいを代理するものとすること。
Ⓑ契約者でない加入者が日本国外へ渡航する場合「海外渡航届兼委任状」により海外渡航することを届け出ていただきますが、「代理人」を指定する必要はありません。
(注)社会的不穏地域について…社会的不穏地域は、外務省の海外安全ホームページ「渡航情報(危険情報)」を基準とします。4つのカテゴリーに区分される国や地域に該当する場合、新規加入・増額はできません。

4 共済金をお支払いする場合

1.基本契約
<死亡共済金・重度障害共済金>
加入者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額(以下、「加入共済金額」と言います。)を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

5 共済金を減額してお支払いする場合

1.加入者の自覚症状の有無にかかわらず、加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から180日以内に死亡したときまたは重度障がいの状態になったときの共済金の支払いは以下のとおりとなります。
■標準型
新規加入の場合、重度障害共済金は、加入共済金額を50%減額してお支払いします。ただし、加入者が契約者の場合で、かつ加入共済金額が600万円以下の場合は加入共済金額の100%をお支払いし、加入共済金額が600万円超の場合は加入共済金額から600万円を除いた残額を50%減額し600万円とあわせてお支払いします。
増額した場合、重度障害共済金は、追加加入共済金額(増額部分)を50%減額して、増額前の加入共済金額に合算しお支払いします。ただし、重度障害共済金について、加入者が契約者の場合で、かつ増額前の加入共済金額と追加加入共済金額(増額部分)の合計が600万円以下の場合は加入共済金額の100%をお支払いし、増額前の加入共済金額と追加加入共済金額(増額部分)の合計が600万円超の場合は追加加入共済金額(増額部分。ただし、合計の加入共済金額が600万円を超えない範囲の増額部分を除く)を50%減額して、増額前の加入共済金額に合算しお支払いします。
■緩和型
死亡共済金、または重度障害共済金は、加入共済金額(増額した場合は増額部分)を50%減額して(増額した場合は増額前の加入共済金額に合算し)お支払いします。

6 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

7 共済金受取人について

1.共済金受取人は契約者です。
2.1.にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。
(1)契約者の配偶者
(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じ。)
(3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
3.2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
4.契約者は、加入者の同意およびUAゼンセン福祉共済互助会ならびにこくみん共済 coop の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
5.4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後、契約が更新されたときは、加入共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
6.死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済 coop に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
7.4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位および順番によります。

8 割り戻し金について

こくみん共済 coop 引受分の掛金が割り戻し金の対象となります。
毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。
割り戻し金は、こくみん共済 coop の組合員出資金へ振替出資されます。

注意喚起情報

1 クーリングオフについて

申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフをする旨をUAゼンセン福祉共済互助会にお申し出ください。

2 加入申込書および質問表の記入について

1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態の告知）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約者に通知します。

3.契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

3 契約の成立と効力の発生について

UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。

効力の発生日は、加入日（保障開始日）の午前0時からになります。

4 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1.共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

2.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。

3.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき。

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4.他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

5.前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop との信頼関係が損なわれ、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が、契約の存続を不適当と判断したとき。

6.契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

5 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

6 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

7 共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	（1）契約が解除されたとき （2）契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	（1）加入者が加入日（保障開始日）または更新日（増額した場合）から1年以内に自殺したとき（※） （2）加入者の犯罪行為によるとき （3）共済金受取人の故意によるとき （4）契約者の故意によるとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます） など
3.重度障がいを原因とする共済金	（1）加入者が加入日（保障開始日）または更新日（増額した場合）から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき（※） （2）加入者の故意（自殺行為を除きます）によるとき （3）加入者の犯罪行為によるとき （4）契約者の故意によるとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます） など

※ただし、加入者が契約者の場合は、標準型については加入共済金額または600万円のいずれか低い金額（増額した場合は増額前の加入共済金額または600万円のいずれか高い金額）、緩和型については300万円（増額した場合は増額前の加入共済金額）をお支払いします。加入者が配偶者または子どもの場合は、加入共済金額（増額した場合は増額部分）の50%または300万円のいずれか低い金額を（増額した場合は増額前の加入共済金額に合算し）お支払いします。

8 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1.契約者または加入者が加入日（保障開始日）・更新日にすでに死亡していたとき

2.契約者が加入日（保障開始日）・更新日にUAゼンセン福祉共済互助会の会員でなくなっていたとき

3.契約者が加入日（保障開始日）・更新日に加入者となっていないとき

4.契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

5.加入者が「加入者になることができる方」の範囲外であったとき

6.契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき

7.加入共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分　など

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

9 共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

10 契約の消滅について

1.加入者が死亡したとき。

2.加入者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限ります）。

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

11 掛金の生命保険料控除について

こくみん共済 coop 引受分が生命保険料控除の対象となります。

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。

12 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、組合経由でUAゼンセン福祉共済互助会へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1.氏名や住所が変更となったとき。

2.加入者が「ご加入いただける方」の範囲外になったとき。

3.死亡共済金受取人・指定代理請求人の氏名が変更されたとき（「制度概要7共済金受取人について」の4.により、契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合など）。

13 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

14 規約および細則の変更について

こくみん共済 coop が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項）により更新します。また、こくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済 coop ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

個人情報の取り扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会はUAゼンセン各加盟組合に本加入申込書に関する個人情報を提供いたします。各加盟組合は本加入申込書に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、UAゼンセン共済に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金請求の他、UAゼンセン共済その他UAゼンセン福祉共済互助会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。加入申込者におかれては、共済加入申込にあたり、UAゼンセン各加盟組合が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

また、UAゼンセン福祉共済互助会は、提携団体である全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、こくみん共済 coop という）に本加入申込書に関する個人情報を提供します。

1 こくみん共済 coop は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。UAゼンセンおよび共済加入者から受領した個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済 coop ホームページ（https://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

2 共同利用の事項

UAゼンセンとこくみん共済 coop 、契約者（組合員）、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

(a) 加入・変更・脱退申込書記載事項（契約者・加入者・受取人情報・契約内容・口座情報）

(b) 年末調整手続事項（年間支払金額、割戻金額、申告金額）

(c) 労働組合経由の共済金支払手続事項（共済金請求書・支払通知書＝契約者・加入者・受取人情報・共済事由、加入共済金額、口座情報）

※上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目とし共同利用します。

共済契約等にかかわる事務手続きについて

契約者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいてUAゼンセンが代行することとなります。

組合員について

生命共済加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。

1.組合員の資格

(1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

(2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2.届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3.自由脱退

(1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

(3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4.法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

5.除名

(1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

①3年間この組合の事業を利用しないとき

②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

こくみん共済 coop 引受部分に関する苦情・異議申し立て

こくみん共済 coop の対応に納得のいくような解決ができなかった場合は、中立的な第三者機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

●電話03-5368-5757

●受付時間9:00～12:00/13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済 coop は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県のこくみん共済 coop にお問い合わせください）。

※生命共済は、こくみん共済 coop と共同運営している制度です。

たすけあいの輪をむすぶ こくみん共済 coop

団体生命共済

こくみん共済 coop NEWS

90d24F014

2024年12月更新

医療共済,給与保障共済,傷害・賠償共済
重要事項説明書〈制度（契約）概要・注意喚起情報のご説明〉

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

●ご家族等の方が被保険者（保障の対象となる方または保障を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

◆マークのご説明　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項

1.制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み 契約概要

医療共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の団体総合生活保険（医療補償基本特約・がん補償基本特約）をセットにした制度です。医療共済のうち損害保険会社で引き受けている部分は、入院給付金（1入院360日まで）と手術給付金、放射線治療給付金、ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金、先進医療給付金（400万円まで）、ガン診断給付金（上乗せ）特約、女性医療特約となります。

給与保障共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の団体総合生活保険（団体長期障害所得補償基本特約）をセットにした制度です。

傷害・賠償共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の総合生活保険（傷害補償基本特約+個人賠償責任補償特約）と動産総合保険をセットにした制度です。傷害・賠償共済のうち、損害保険会社で引き受けている部分は、傷害給付金、賠償責任給付金、携行品損害給付金、家財盗難給付金となります。損害保険会社の保険契約については、UAゼンセンを契約者とし、UAゼンセンの組合員等を被保険者（保障の対象者または保障を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。ご加入者の対象範囲等につきましては、本パンフレットをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

(2) 保障の内容・保障期間（共済のご加入期間） 契約概要 注意喚起情報

①給付金をお支払いする主な場合、給付内容、②給付金をお支払いしない主な場合、③保障（保険）期間等につきましては、本パンフレットをご確認ください。また、保障（保険）期間は2025年3月1日午前0時から2026年3月1日午後4時までの1年間となります。

(3) 保障の重複に関するご注意 注意喚起情報

保障の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約等を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは給付金等が支払われない場合があります。特に傷害・賠償共済（個人賠償責任補償）にご加入の際は、保障内容の差異や給付金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください*1。

*1 1契約のみにセットされる場合、将来、ご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保障の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

(4) 給付金額等の設定 契約概要

この共済での給付金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

（金融庁ホームページ）

［給与保障共済の加入タイプ］

給付金額は、平均月間所得額*2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（給付金額または支払基礎所得額*3×約定給付率が保障の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については給付金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

*2 直前12か月における保障の対象となる方の所得の平均月額をいいます。

*3 給付金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

(5) 保障の対象となる方（被保険者）について

保障の対象となる方（被保険者）における定義（用語の解説）は以下の通りです。

（ア）本人:UAゼンセン組合員で各共済にご加入の方

（イ）配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。

a.婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

（ウ）親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

（エ）未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

2.掛金・払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金はご加入いただくご加入タイプ等によって決定されます。掛金・払込方法については、本パンフレットをご参照ください。

3.満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務 注意喚起情報

(1) ご加入時における注意事項（加入申込書等に関する注意事項等）

加入申込書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

※告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は保障によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項一覧］　★:告知事項

項目名＼基本補償・特約	団体総合生活保険		総合生活保険
	医療共済	給与保障共済	傷害・賠償共済
生年月日	★	★	ー
性　別	★	★	ー
健康状態告知*4	★	★	ー
他の保険契約等*5	★	★	★

*4 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。

*5 この共済以外にご契約されている、この共済と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、保険会社にて保険のお引受けができないときがあります。

［告知について］

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保障の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、ご加入者のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、ガン保障のみを不担保としてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。

●責任開始日*6から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8（ただし、「給付金の支

払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)。

＊6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご加入の支払責任の開始日をいいます。

＊7 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊8 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、給付金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ 注意 免起情報

ご加入される共済は、クーリングオフの対象外です。

3.給付金受取人 注意 免起情報

医療共済の給付金は、加入者(死亡給付金については労働基準法施行規則第四十二条、第四十三条に準じた順位)にお支払いします。

傷害・賠償共済の給付金は、加入者(死亡給付金については法定相続人)にお支払いします。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 注意 免起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる給付金の種類を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「ガン診断給付金(上乗せ)特約」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、ガン診断給付金(上乗せ)特約の補償のない期間が発生します。)。

ご加入後におけるご注意事項

1.ご連絡いただきたい事項 注意 免起情報

●すべての保障共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●給与保障共済

保障期間の中途において保障の対象となる方の平均月間所得額＊9がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

＊9 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊10の平均月額をいいます。

＊10「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保障期間中に、本共済契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保障期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に給付金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●傷害・賠償共済(総合コース)

住宅の所在地(常時使用している住居以外の「配偶者の住居」「別荘等」の建物を含む)を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2.解約されるとき 契約概要 注意 免起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、所定の計算方法で掛金を返還、または未払保険料を請求＊11することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊12に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊11 解約日以降に請求することがあります。

＊12 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.加入者からのお申出による解約 注意 免起情報

加入者からのお申し出により保障の対象となる方に係るご加入を解約できます。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、保障の対象となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

4.次回更新契約のお引受け(満期を迎えるとき) 契約概要

(1) 保障期間終了後、更新を制限させていただく場合

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

(2) 更新後契約の掛金

掛金は、商品ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。

[更新後加入の保障内容を拡充する場合]

医療共済・給与保障共済において、更新時に保障の対象となる方の追加や給付金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いできないことがあります。

(3) 給付金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1.保険会社破綻時の取扱い 注意 免起情報

○引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険会社引受部分については給付金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

○引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

<医療共済と給与保障共済(団体総合生活保険)>

保障内容	経営破綻した場合等のお取扱い
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償	原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

<傷害・賠償共済(総合生活保険)>

保障期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内 (傷害補償、個人賠償責任補償)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。

<傷害・賠償共済(動産総合保険)>

保障内容	経営破綻した場合等のお取扱い
動産総合保険(携行品一式特約等セット) 動産総合保険(盗難のみ担保特約等セット)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。 ※ご契約者が個人等の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である共済契約であっても、その被共済者である個人等がその掛金を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被共済者に係る部分については、上記保障の対象となります。

2.個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

○保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

○損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

3.給付金のご請求・お支払いについて 注意喚起情報

(1)事故が発生した場合の手続き等

○事故が発生した場合には、直ちに（医療共済・給与保障共済については30日以内）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

○個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

(2)給付金請求書類

給付金のご請求にあたっては、「加入者のしおり」に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保障の対象となる方、給付金の受取人であることを確認するための書類

・保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保障の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する保障においては保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品損害給付金の場合は、「加入者のしおり」に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

＜携行品損害給付金、家財盗難給付金の場合＞

・損害額を証明する書類（被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。）

・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

・給付金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、保障の対象者に給付金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの給付金支払指図書

・事故の発生した敷地内の見取図

・保障の対象者が死亡した場合は、保障の対象者の除籍および保障の対象者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

・UAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）が給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、UAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）が支払うべき給付金の額を算出するための書類

(3)代理人からの給付金請求

○加入者に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき加入者の代理人がいない場合は、加入者の配偶者＊15等のご家族のうちUAゼンセン共済事業局（損害保険会社の引受部分については、引受保険会社）所定の条件を満たす方が、加入者の代理人として給付金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載のUAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

＊15 法律上の配偶者に限ります。

○保障の対象となる方または給付金の受取人の代理人として給付金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

・給付金をお支払いした場合、保障の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、給付金のお支払後に、保障の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、給付金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保障の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。

・給付金のご請求があったことを保障の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1.保障の対象となる方（またはご加入者）が保険会社にご加入内容をご照会された場合

2.特約の失効により、ご加入者が掛金の減額を知った場合

3.ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

(4)賠償責任給付金等のお支払いについて

加入者が賠償責任給付金等をご請求できるのは、費用給付金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

①加入者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が加入者への給付金支払を承諾していることを確認できる場合

③加入者の指図に基づき、UAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）から被害者に対して直接、給付金を支払う場合

(5)その他

○給付金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、給付金を支払うべき病気・ガン・ケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

○給付金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

○損害が生じたことにより保障の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、UAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）がその損害に対して給付金を支払ったときは、その債権の全部または一部はUAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）に移転します。

○医療共済（ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金、ガン診断給付金（上乗せ）特約を除く）については、ご加入を更新されてきた最初の共済契約（初年度契約といいます。）の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は給付金のお支払いの対象とはなりません。（始期前発病不担保といいます。）ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年を経過した後に開始した場合は、給付金のお支払い対象となります。

○給与保障共済については、この共済契約が継続されてきた最初の共済契約（初年度契約といいます。）の保障始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害の場合には、その原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、給付金のお支払いの対象とならないことがあります。ただし、初年度契約の保障始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保障始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、給付金のお支払いの対象とします。

4.共同保険について 注意喚起情報

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット等をご参照ください。

5.保険金の分担 注意喚起情報

重複する保険契約等が他にある場合は、次のとおり給付金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

6.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、加入者（保障の対象者）または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、UAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもっていた場合

○以下に該当する事由がある場合には、UAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の給付金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、加入者（保障の対象者）または給付金受取人がUAゼンセン共済事業局（または引受保険会社）にこの共済契約に基づく給付金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、加入者（保障の対象者）または給付金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この共済契約に基づく給付金の請求に関し加入者（保障の対象者）ま

たは給付金受取人に詐欺の行為があった場合　　等

○がん補償について、この共済が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保障始期前に、保障の対象となる方ががんと診断確定されていた場合、ご加入は無効になります。

○その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

7. その他ご加入に関するご注意事項

○保険会社の代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、保険会社の代理店と有効に成立したご契約については保険会社と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

○加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。

医療共済・給与保障共済・傷害・賠償共済に関するご意見・ご相談、事故の連絡・ご相談

UAゼンセン共済事業局

03-3288-3533 受付時間 平日 10:00～16:00

保険引受部分に関する ご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 **広域法人部 団体・協同組織室**
03-3515-4151

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

注意喚起情報

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

ナビダイヤル **0570-022808** 〈通話料有料〉　IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞

	引受保険会社		引受保険会社
医療共済	東京海上日動火災保険（株）	傷害・賠償共済	東京海上日動火災保険（株）［幹事保険会社］
給与保障共済	東京海上日動火災保険（株）［幹事保険会社］		三井住友海上火災保険（株） 共栄火災海上保険（株） 明治安田損害保険（株）
	三井住友海上火災保険（株） 明治安田損害保険（株）		

本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険会社引受部分の詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」「総合生活保険　普通保険約款および特約」「動産総合保険普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、UAゼンセンまでご請求ください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　□保障期間（共済のご加入期間）　□給付金額＊（保障金額）　□掛金・掛金払込方法　□保障の対象となる方

＊ 団体長期障害所得補償の場合は給付金月額×約定給付率をいいます。

2. 加入申込書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までご連絡ください。

以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。

●『医療共済と給与保障共済にご加入の場合のみ』ご確認ください。
　□加入申込書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか?

●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
　□加入者（共済の保障を受けられる方）によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?

●『複数の方をご加入者（共済の保障を受けられる方）とするタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
　□ご加入者（共済の保障を受けられる方）の範囲についてご確認いただきましたか?

●『給与保障共済にご加入の場合のみ』ご確認ください。
　□給付金額＊1（ご加入金額）は、平均月間所得額＊2以下となっていますか?（平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については給付金をお支払いできませんので、ご注意ください。）
　なお、給付金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。
　＊1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。
　＊2 「平均月間所得額」とは、年間総収入＊3 ÷ 12をいいます。
　＊3 年間総収入とは源泉徴収票の「支払い全額」です。（利子所得・年金等を含まない金額とします。）

〈携行品損害給付金〉

●以下の質問事項は、『傷害・賠償共済（総合コース）にご加入の方のみ』ご確認ください。
　□保障の対象者の範囲について、パンフレットでご確認いただきましたか?
　□保障の対象となる物・ならない物について、パンフレットでご確認いただきましたか?
　□給付金の限度額・自己負担額について、パンフレットでご確認いただきましたか?
　□保障の対象地域（国内外の損害を保障）について、パンフレットでご確認いただきましたか?
　□国外で事故が発生した場合、1事故につき保障される金額に限度があることをご確認いただきましたか?

〈種目共通事項〉

　□加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「給付金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務」、「保障の重複に関するご注意＊」が記載されていますので必ずご確認ください。

＊ 例えば、賠償責任を保障する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

このパンフレットは医療共済（団体総合生活保険（医療補償基本特約、がん補償基本特約））、給与保障共済（団体総合生活保険（団体長期障害所得補償基本特約））、傷害・賠償共済（総合生活保険（傷害補償基本特約＋個人賠償責任補償特約）、動産総合保険（携行品一式特約等セット）、動産総合保険（盗難のみ担保特約等セット））の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者であるUAゼンセンの代表者にお渡しする予定です。必要に応じUAゼンセンまでご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。